

## 江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について : 開成所教授方の任命に注目して

関, 儀久

九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻(日本近世教育史) : 博士課程

<https://doi.org/10.15017/1904683>

---

出版情報 : 教育基礎学研究. 1, pp.59-82, 2004-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について

— 開成所教授方の任命に注目して —

関 儀久

### 問題の所在

本稿の目的は、江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用の実態を解明することにある。

幕末幕府における職制改革の特色は、ペリーの来航をはじめとする対外的緊張の激化に応じた外交関係職務の増設にある\*1。職務の増設あるいは新設はその職務を担う人材の登用を前提とするものであり、外交関係職務の場合もまたその職務に必要な知識・技術を備えた人材の登用を必要とした。しかし、嘉永年間にいたるまで洋学を御制禁としてきた幕府の家臣すなわち直参にこれらの知識・技術を備えた人材がいるはずはない。このことは在野の私塾において洋学を学んだ諸藩の藩士すなわち陪臣の登用を余儀なくさせたことを意味する。つまり、ここに洋学に精通してさえいれば仮令直参でなくても登用するという従来の原則にそぐわない役職登用が行われる機会が生じたのである。

ところで、外交・軍事関係職務の給与を規定する幕府の文書には、陪臣のほかにもこの時期新たに役職登用の機会を獲得した者が登場する。直参の当主以外の者すなわち惣領・倅・次三男・弟・従兄弟・叔父・甥などの厄介である\*2。これらの文書には厄介と陪臣とが併記されることがしばしばあり、彼らもまた陪臣と同様にこれまで役職登用の対象として位置づけられていなかったことを示している\*3。

陪臣が役職登用の機会を獲得し、幕府の職制に組み込まれていく構造については、宮崎ふみ子「蕃書調所＝開成所に於ける陪臣使用問題」\*4によってかなりの程度まで明らかにされている。しかしながら、陪臣同様にこれまで役職登用の対象に位置づけられることのなかった厄介が役職登用の機会を獲得し、幕府の職制を担う者として位置づけられていく構造については未だ解明されていない点が多くある\*5。洋学を学ぶことの当時における社会的意味を解明するためには、洋学を習得することを通じて獲得した厄介の役職登用の実態についての考察が必要となってくる。

そこで、本稿では開成所教授方における厄介の役職登用に注目して、洋学の習得を通じて厄介が獲得した役職登用の一端を明らかにすることにしたい。

そのために、まずはこの時期に厄介の役職登用が行われることになった行政的意図を解明することにしたい。次に、開成所の給与規定における厄介の取り扱われた方に注目して、開成所における厄介の位置づけを明らかにし、そして開成所の教授方においてどの程度厄

介が採用されていたのか明らかにする。最後に開成所に洋学を学んだ山内六三郎と渡辺一郎を事例に、洋学を習得した厄介の役職登用の経緯および実態を解明したい。

史料としては東京大学史料編纂所「開成所事務」「開成所伺等留」のほか国立公文書館所蔵多聞槽文書を用いることにした。

## 1. 推進された厄介の役職登用

### (1) 厄介に期待された役割

安政3(1856)年12月3日、老中阿部正弘より翌年正月に開業を迎える蕃書調所への入所を奨励する「覚」が達せられた。厄介の蕃書調所への入所はこの「覚」を根拠とするものであり、ここには直参であることを条件に身分・身柄あるいは年齢にかかわらず入所を希望する者を幅広く受け入れることが明記されていた。

来正月より蕃書調所御開相成候間御目見以上以下次三男厄介に至迄年齢等に拘らず勝手次第罷出稽古可被致候尤罷出候以前短冊持参同所玄関江可申込陪臣稽古の義は追て相達候事可有之候御開日等委細の義は大久保右近将監古賀謹一郎江可被承候\*6

また、桜田門外の変による大老井伊直弼の横死を機に政権の中樞を担うことになった老中安藤信正より達せられた「覚」にも、「旗本」「御家人」と「御目見以上」「以下」という表現の違いこそあるが、これら直参当主に併記する形で「厄介」の入所が奨励されていた。安政5(1858)年4月に成立した井伊政権下において蕃書調所は一時存続が危ぶまれる程の危機的状況に瀕していた。安藤は保守的であった井伊政権の方針を改め、外国人居留地における語学伝習を実施するなど積極的に洋学の普及に努めた\*7。万延元(1860)年8月9日に達せられた以下に示す「覚」は、このような一連の動向の中で示されたものである。

西洋語之儀当時御専御用も有之事に付御旗本御家人倅厄介等右稽古希望の者は蕃書調所江罷出稽古可致候尤居留外国人方江稽古被差遣候の儀も可有之候間年若にて人物相応の者相撰頭支配にても右の趣厚相心得有志の者名前古賀謹一郎江可被相達候\*8

ところで、「尤居留外国人方江稽古被差遣候の儀も可有之候」に関わって安藤と外国掛大目付・目付との間で交わされた文書を読み解いていくと、「覚」では「旗本」「御家人」に併記される存在にすぎなかった「厄介」が、特別な職務を担う者として期待をよせられていたことが判明する。

## 江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について

次に掲げるのは万延元（1860）年5月に外国掛大目付・御目付が老中安藤へ提出した上申書である。ここには、幕府当局が厄介の一つである「次三男厄介」に外国関係職務に必要な洋学を積極的に授け、「次三男厄介」のうちよりこれらの職務に適した人材を育成しようとする意図が明確に示されている。

御旗本御家人等之内ニ而通弁相成候程之者出来候様致度幸此度英仏国より居留之者江御託し少年之者稽古被差遣候ニ付御旗本之次三男厄介等之内より十六歳より廿四歳位迄之处相撰ニ而同様被差遣通弁伝習被仰付候ハ、追々成業之者出来可仕尤中年より稽古仕候而ハ中々御用立候程ニは出来難きもの杯と可有之加乎ニ候得共有志之者ニさえ候ハ、強ち年之多少を可論筋ニも有之間敷少年輩ニ而は早速之御間ニ合兼候事故よしや成業不相成までも御試ニ被仰付可然纔四五人位之事ニ而は半途ニして廢し候者も出来可申哉ニ付責而三十人も被仰付候ハ、其内ニハ御用立候者も出来可致\*9

このように、英仏国の居留地すなわち横浜に派遣する伝習生は「御旗本之次三男厄介等之内より十六歳より廿四歳位迄相撰」こととなっていたのである。そして、彼らのうちから「成業之者」があらわれ、通弁などの職務を担い手となることが期待されていた。

横浜における語学伝習は「せめて和蘭文典等講読も相済候者ニも無之候而ハ抄取方も宜かる間敷候」\*10ことが考慮され、蕃書調所の稽古人から人選し派遣することが申し付けられた。上述の老中安藤信正の「覚」に見られた「尤居留外国人方江稽古被差遣候の儀も可有之候」とは、横浜における語学伝習の人選が頭取古賀謹一郎によって行われることを「頭支配」に伝えるものであったのである。そして、このことを伝えられた「頭支配」は管轄下における「次三男厄介」の「人物」を見定め、その人物が「年若ニ而人物相応」であった場合は古賀謹一郎に達すべき事が命じられたのである。

江戸幕府の職制では、「家」の当主以外の者すなわち厄介が役職登用の機会を得ることは基本的になく、彼らが役職登用の対象として位置づけられることはない。また、厄介の中でも将来的に「家」を継承する立場にある惣領すなわち「部屋住厄介」にかぎっては、例外的に番入りによる登用が行われていたが\*11、「部屋住厄介」以外の厄介すなわち「次三男厄介」などには番入りのような例外的な役職登用の機会さえ与えられたことはなかった。

しかし、以上見てきたように外交関係職務に関しては、「次三男厄介」に積極的に洋学を授け、彼らのうちからそれらの職務の担い手が育つことが期待されたのである。

それでは、従来役職登用の機会さえ与えられたことのない厄介に対して、なぜこのような特別な期待がよせられることになったのか次に考えていくことにしたい。

## (2) 厄介の役職登用が推進された理由

周知のとおり、対外交渉に関する文書の翻訳や通弁など洋学の「業前」を前提とする実務の一切は、在野の私塾に洋学を学んだ陪臣や通弁の修業を積んだ長崎通詞を登用することによって対処されてきた。

しかし、以下に示すように、開国をむかえ外交が幕府の権力維持に関わる最重要事項として幕府有司に認識されるようになると、身分の賤しい陪臣や通詞にいつまでも外交の実務を任せておくわけにはいかないと考えられるようになった。

西洋各国より追々貿易相願御取開相成候ニ付而ハ御談判筋も随而多端ニ付通弁之儀ハ尤大切ニ而申上候迄も無御座候得共容易ニ可被成置儀ニ無之一言之誤より国家之大患を生し可申微賤輕輩之者而已ニ御任せ之義ハ懸念不少儀依而ハ御旗本御家人之内ニ而通弁相成候程之者出来候様致度\*12

「微賤輕輩之者」とはいうまでもなく通詞・陪臣のことである。つまり、ここには一言の誤りから国家的な危機が生じる危険性のある職務へ通詞・陪臣などの身分の賤しい者を任じることに對する観念的な不安が述べられているのである。そして、信頼の置けない通詞・陪臣に代わる外交関係職務の担い手を「旗本御家人之内」から育成することが急務であると結論づけられている。

また、外交関係職務における通詞・陪臣の使用には、彼らが「微賤輕輩之者」であることによる観念的な不安のみではなく、幕府の権力失墜に関わる外交の機密が陪臣を通じて諸藩に漏洩するのではないかという現実的な不安も存在した。露国使節プチャーチンとの交渉を担当した海防掛兼勘定奉行川路聖謨は「海防建義」において次のように述べ、外交機密が直参の役人ではなく「微賤輕輩之者」を通じて知らされることおよびその機密が「微賤輕輩之者」に把握されることの問題性を指摘している。

当時之御役人西洋之人情其外之儀は申候迄も無之横文字を読み得候ものも無之ニは其事情背候義多其上事に臨候而は指支輕き天文方之手に附候もの又は長崎町人之通詞等に機密之文書をよみもらひ候而纔に其事を取扱候義手薄とも何とも可申様無之右故機密大切之義を重き役人より其筋に無天文方手附之陪臣共承知いたし候訳ニ而甚以如何に有之\*13

機密の漏洩を阻止するために、幕府はこれらの職務に登用された者に対して直参・陪臣

## 江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について

を問わず誓詞の執筆を強要し、「内密御用筋は一切他見他云仕間敷事」\*14を誓わせた。しかし藩元に帰国した陪臣の言動を監視できるはずはなく、誓詞があまり効果的なものでなかったことは想像に難くない。このように機密保持という現実的な不安からも直参のうちのからの人材の育成が急がれたのである。

しかし、幕府首脳が外交関係職務を「微賤軽輩之者」に任せておくことのできない重要なものとして捉えていたのと同様に直参のあいだでもこれらの職務が重要なものとして捉えられていたというところではない。むしろ、直参のあいだでは「微賤軽輩之者」が就くものとして忌避される傾向にあったことが次に示す史料より判明する。

数百年之風習ニ而兎角ニ舌官卑賤之業と心得候者多く可有之候得共外国と之御和交迫日盛んに相成候上ハ実ニ当今之緊要不可欠ものにて候篤と御諭し相成\*15

これまで町人出身の通詞や陪臣が任じられていたことから、通弁御用を「舌官卑賤之業」として軽侮する直参が多数存在していたのである。

仮令直参の多数に「舌官卑賤之業」と理解される職務であっても、その職務に格式がありかつ高額な給与が支給されさえすれば、自然に採用を希望する者が登場するはずである。しかし、通弁御用は城中に席次のある本役場所でもなければ、飛び抜けて高額な御手当が保障されていたわけでもない。次に掲げる教授職箕作阮甫の建言書「洋学監督之事ニ付申上候存意書」にも示されるように、役職登用の機会に恵まれる者にとって、洋学書記通弁見習あるいは翻訳方への役職登用は必ずしも出世を意味するものとはなりえていなかった。

若し洋人御呼寄無御座候て制度規律のみ御改正御座候得共夫ニ而は思召之通り一心ニ勉強致し候人は可少と奉存候其故稽古人之心底洋学之実ニ精妙なるを悟り候て後此學問に従事致し候ニ而は無御座元ト栄禄を求むる媒仕候外ハ無御座候間只今之位之洋学ニ而は漸々文章読習ひ文字書覚え且二三之日用話法稽古致候迄ニ而一科たりとも相應之深奥を領便する場ニハ至不申事故仮令其人御拔擢ニ相成候共反訳方又ハ洋学書記通弁見習之外御使道無御座候間右様手筒不便之学稽古致候て僅少之永禄を求めんよりハ別ニ出身之大捷徑可有之と他岐に趣候て此御役所へ出候人ハ次第ニ減少相成可申哉ニ被存候\*16

この建言書の目的が外国人を蕃書調所に招聘し、外国人による直伝習の実現にあったこと

を踏まえると、ここに指摘されている状況には若干の脚色が施されている可能性がないとはいえない。しかし、この点を考慮にいたとしても、蕃書調所における洋学が「一科たりとも相応之深奥を領便する」ものには至っておらず、そのため稽古を積んだとしても「反訳方又ハ洋学書記通弁見習之外御使道無御座候」という指摘は教授方を指揮する箕作ならでのものとして注目に値する。そして、別に「出身之大捷徑」の機会を得ることのできる者は、「不便之学稽古」を通じて「僅少之永禄」を求めず、「他岐に趣」ことになることと述べている。

洋学を習得する以外の別の方法により「出身之大捷徑」の機会を得ることのできる者とは、幕府の職制において役職登用の機会を与えられていた直参の当主にほかならない。つまり、直参当主にとって洋学は「栄禄を求むる媒」ではなく、「手筒不便之学稽古致候て僅少之永禄を求めん」ものにすぎなかったのである。

開成所に入所した稽古人の全体像については不明な点が多く、把握できるのは句読教授出役ならびに稽古人世話心得に任命された者や学業の出精が認められ褒美を頂いた者などごく一部に限られている。管見の範囲では開成所に入所した稽古人を体系的に知ることのできる唯一の史料である「丑正月開成所稽古人出席姓名」\*17によると、慶応元（1865）年正月には直参 49 名、陪臣 54 名の者が出席していたのであるが、ここに記載される直参当主の姓名は僅か 9 名にすぎない。これは直参当主が洋学を「栄禄を求むる媒」としてとらえていなかったことを示すのに十分な数値である。

洋学を「栄禄を求むる媒」としてとらえることのない直参当主に「手筒不便之学」を授けるのは難しく、彼らのみを頼りに外交関係職務の空白を埋め合わせることは事実上不可能である。しかし、幕府当局としては権力の失墜に関わる外交関係職務の一切をいつまでも陪臣・通詞に任せておくことはできない。そこで、洋学を「栄禄を求むる媒」として捉えることが予想される厄介にまで役職登用の機会を拡げ、彼らのうちから陪臣に代わる外交関係職務の担い手として育つことを期待したのである。

「丑正月開成所稽古人出席姓名」に掲載される直参稽古人の 8 割強に相当する 40 名が厄介であったという事実は、洋学を通じて得られる役職登用の機会を最も鄭重に受けとめたのが厄介であったことを物語っている。幕府のねらい通り、従来役職登用の機会を与えられたことのない厄介は、洋学を通じて得られる禄を決して「僅少」とは理解せず、またそこで獲得することのできる役職登用を「出身之大捷徑」としてとらえたのであった。

以上見てきたように、外交関係職務の増設とそれに伴う人材不足というこの時期特有の問題は当初陪臣を登用することによって対処されてきた。しかし、陪臣の登用には常に機

密漏洩の危険性がつきまとうものであり、幕府当局はこれらの職務の担い手を直参のうちから育成しなければならないと考えた。だが、役職登用の対象となる直参当主は洋学を「栄禄を求むる媒」としてとらえず、洋学の習得を通じて得られる職務に関心を示さなかった。そこで役所登用の機会を拵げ厄介にまで拵げ、彼らのうちから陪臣に代わる外交関係職務の担い手となる人物が現れることが期待されたのであった。

## 2. 開成所教授方における厄介の位置と役割

### (1) 厄介の給与規定

創立当初、蕃書調所の教務職は「出役」「稽古人掛役」という二種類の立場より構成されていた。しかし、教授職出役の箕作阮甫・川本幸民、教授職並出役の杉田元端らが、陪臣から直参に召し出された文久2(1862)年12月以降、教務職の最高位に位置する教授職出役・教授並出役はともに「在勤」の役職となる。「在勤」とは「家」を代表する者が任じられる正規の役職で、城内に席次もある。これに対し「出役」とは職務に就いている期間のみ給与が支給されるいわゆる非常勤職員であり、城内に席次はない。一方、「稽古人掛役」は「在勤」と「出役」が教授方に相当するのに対し、稽古人の優等生が稽古人の立場のまま任じられる職務である。<sup>\*18</sup>

まずは、「稽古人掛役」の一つである句読教授出役における厄介の給与について明らかにしていきたい。開成所・昌平坂学問所などの諸役の御手当が記された「御軍艦当分出役以下開成所学問所諸役被下候御手当書抜」によると、句読教授出役の給与は以下のように規定されている。

銀五枚 外御手当無之	御目見以上当主 同（開成所＝引用者注）句読教授出役
銀十四枚 外同断	御目見以上厄介 同
銀三枚 外同断	御目見以下当主 同
銀十枚 外同断 <sup>*19</sup>	御目見以下部屋住厄介



関 儀 久

ここからまず気が付くのは、直参が御目見以上当主・御目見以上厄介・御目見以下当主・御目見以下厄介という四つのカテゴリーに分類されていたということである。また、御目見以上当主の給与が銀五枚であるのに対し、御目見以上厄介はその約3倍に相当する銀十四枚が支給されていること、さらに御目見以下においては当主の3倍を上回る給与が厄介に支給されていたという特徴を見ることができる。

「稽古人掛役」において当主と厄介との間に給与の相違があったことは上に見たとおりである。この相違は「出役」の教授手伝並出役の給与にも見出されるものなのであろうか。以下に確認してみることにしたい。

銀十枚 外御手当無之	御目見以上当主 同並出役（開成所教授並出役＝引用者注）
銀五枚 外御手当十人扶持	御目見以上厄介 同
銀三枚 外御手当五人扶持	御目見以下当主部屋住厄介等 同 <sup>*20</sup>

御目見以下の場合には当主と厄介との間に差は設けられておらず同額の給与が支給されているが、御目見以上では当主銀十枚、厄介銀五枚十人扶持とやはり異なりがあったことを確認できる。御目見以上厄介に支給される十人扶持とは一年間に十人の家来を養うことのできる給与であり、石高に換算すると百五十石に相当する。例外はあるが御目見以上と御目見以下の禄がおおかた二百石以上と以下に区別されるものであったことを考えると、御目見以上厄介は御目見以下当主の上層が得る家禄に相当する額を支給されていたことになる。

「御軍艦当分出役以下開成所学問所諸役被下候御手当書拔」に記載されていない「在勤」の給与規定を「開成所事務」「開成所伺等留」の史料より補い、開成所教務職の給与の一覧を示したものが【表1】である。なお、「稽古人掛役」には句読教授出役の他に稽古人世話心得という役職があるのであるが、稽古人世話心得における給与規定は英学・蘭学・独学という学局によって若干異のなりを見せているため、ここでは省略することにした。

【表1】開成所教務職の給与規定

在勤	教授職	百俵之高、御手当十人扶持金二十両 (文久2年12月以前は三十人扶持二拾両)			
	教授職並	百俵之高、御手当五人扶持金拾五両 (文久2年12月以前は二十人扶持拾五両)			
出役	教授手伝出役	直参	御目見以上	当主	十人扶持
				厄介	銀十枚
		御目見以下	当主	七人扶持金三両	
			厄介	七人扶持金三両	
	陪臣	十五人扶持金拾両			
	教授手伝並出役	直参	御目見以上	当主	銀十枚
				厄介	拾人扶持銀五枚
		御目見以下	当主	五人扶持銀三枚	
厄介			五人扶持銀三枚		
陪臣	拾人扶持金八両				
稽古人掛役	句読教授出役	直参	御目見以上	当主	銀五枚
				厄介	銀十四枚
		御目見以下	当主	銀三枚	
			厄介	銀十枚	
	陪臣	不明			

それでは、なぜこのように厄介の給与が当主よりも高額なものに規定されていたのであろうか。その理由の一つとして、当主が本来の職務において支給される給与を「出役」を勤める期間継続して支給されていたことがあげられる。牛込忠左衛門を例に説明を加えると、牛込は天保7(1836)年に家督を相続すると同時に家禄の千五百石を受け継ぎ、引下勤めとなる御書院番に任じられた際も千五百石が支給されていた。そして文久3(1863)年9月に教授手伝並出役に任命されると、本職の御書院番の職務が免除された。しかし、免除されている間も千五百石は継続して支給されており、「出役」に対する御手当銀十枚はこれに加えて支給されることになった。このように当主には、家禄あるいは本役の給与

が継続して支給されていたのである。

これに対し厄介は、家禄あるいは本役場所の給与が支給されることは当然なく、「出役」に対する御手当が支給されるのみである。厄介の御手当が当主よりも高額に設定されていたのはこの点が考慮されてのことと考えられる。

ところで、以下に示す昌平坂学問所の例から確認できるように、通常給与は御目見以上であるか否かという身分を基準にした規定があるのみで、厄介の給与が当主と別個に規定されることはない。

銀五枚  
外御手当無之

御目見以上  
同（学問所＝引用者注）手伝出役

銀三枚  
外同断

御目見以下  
同<sup>\*21</sup>

開成所のように御目見以上・御目見以下という身分内身分に基づいた分類に、さらに「家」における立場を問う当主・厄介という分類が設けられているのは、幕府の職制において非常に稀なケースなのである。

給与規定における厄介というカテゴリーの成立は、財政面の出方に余計な支出をせまるものであったことは先に見たとおりである。にもかかわらず、あえて厄介の給与が別個に規定されたことのもつ意味は重要である。開成所の教務職を構成する上で厄介が必要不可欠な人材となっていたこと、そしてそれだけの御手当を保証しなければ厄介でさえも「手筒不便之学」の稽古に励まなかったことを示していると考ええる。

以上見てきたように、開成所教務職において厄介に支給される給与は、当主よりも高額なものとなっていた。最後に厄介における立場の相違、具体的には「家」を相続する立場にあり、かつ例外的に番入りによる登用が行われていた「部屋住厄介」とそれ以外の「次三男厄介」「厄介従弟」「厄介叔父」などとの相違には、給与を規定する上でどのような線引きがなされていたか考えておきたい。

ともに御目見以上の家柄であり海軍奉行並支配吉次惣領の塩野谷久太郎と御腰物方謙之助厄介従弟多門季三郎の教授手伝並出役時の給与を比較してみたところ、「部屋住厄介」の塩野と「厄介従弟」の多門はともに銀五枚十人扶持の御手当が支給されていたことを確認することができた。「部屋住厄介」とそれ以外の「次三男厄介」などとの間に線引きは行われておらず、いずれも一律に厄介として扱われていたのである。

**(2) 教授方にしめる厄介の割合**

安政3(1856)年から慶応3(1867)年までに教授方に任命された全ての氏名・身分・身柄等を把握することはできないが、任免・昇進・褒美等を達する史料からかなりの程度までの把握が可能である。【表2】はこれらの史料に基づき、安政3(1856)年12月、文久元(1861)年12月、慶応2(1866)年12月の各時期の直参教官にしめる厄介の割合を示したものである<sup>\*22</sup>。また、【表3】は厄介のしめる割合の位置づけを明確にするために教授方にしめる直参と陪臣の割合を示したものである。なお、前述のとおり文久2年(1862)年12月以前の教授方に「在勤」はなく全て「出役」であった。「在勤」が登場するのが慶応2(1866)年以降となっているのはそのためである。

【表2】直参にしめる厄介の割合

		当主	厄介	計
安政3年	在勤	—	—	0
	出役	0 (0%)	0 (0%)	
文久元年	在勤	—	—	13
	出役	4 (23%)	9 (77%)	
慶応2年	在勤	10 (31%)	0 (0%)	32
	出役	5 (16%)	17 (53%)	

【表3】開成所教授方にしめる直参の陪臣の割合

		直参	陪臣	計
安政3年	在勤	—	—	12
	出役	0 (0%)	12 (100%)	
文久元年	在勤	—	—	40
	出役	13 (33%)	27 (67%)	
慶応2年	在勤	10 (23%)	0 (0%)	43
	出役	22 (51%)	11 (26%)	

まず創立当初の安政3（1856）年に注目すると、次節で見ると山内・赤松・設楽など「稽古人掛役」に任命された厄介は多数存在したが、教授方に採用された者は皆無であったことがわかる。この時期の教授方は、直参のうちに教授方に適当な洋学者が見当たらなかったために、完全に陪臣に頼った編成となっていたのである。厄介からの登用は大井直吉が教授手伝並出役となる安政4（1857）年5月まで待たなければならない（【表4】参照）。

山内・設楽など創立して間のない頃に句読教授出役を勤めていた者が教授方に登用されるにしたがい、教授方にしめる厄介の割合は徐々に高くなっていく。そして文久元（1861）年には教授方全体の23%に相当する9名の厄介が教授方に名を連ねるに至った。この数値は直参から採用された者の77%をしめるものであり、開成所において役職登用の機会を獲得した直参の大半が厄介であったことが判明する。

しかし、慶応2（1866）年には、直参にしめる厄介の割合は77%から53%へと急激に減少する。ただし、これは陪臣教官13名が新規召出により直参として「家」を構えたことによるものあり、厄介の登用機会が縮小されたことを意味しているわけでは決してない。教授方を担う厄介の人数そのものに注目すると、9名から17名と着実に増加させていることを把握することが出来る。新規召出となった陪臣13名を一度元に戻して計算すると、直参にしめる厄介の割合は75%（15名）となり、ここでも厄介の割合が依然として高い数値を保っていることがわかる。

このように開成所の教授方にしめる厄介の割合は、常に直参当主の割合をうわまわっていたのである。次に、教授方において厄介がどのような役割を担っていたのか考えることにしたい。

「在勤」と「出役」の職務は大別されており、「在勤」が外交文書の翻訳等を主要な職務とするのに対し、「出役」は稽古人の教導を専務としていた。もちろん緊急時においては「出役」も外交文書の翻訳を仰せ付けられるのであるが、「出役」の職務はあくまで稽古人に対する洋学教授を主眼とするものであった。「在勤」と「出役」における厄介の進出を【表4】から見ると、厄介の教授方への進出は「出役」にとどまっており、「在勤」までのほりつめた者は皆無であることがわかる。つまり開成所における厄介の役割は、専ら稽古人に対して洋学教授を行うことにあつたのである。

### 3. 開成所における厄介の役職登用の実態

本節では、開成所への入所時期が明らかとなっている箱館奉行支配調役並次郎太郎弟山内六三郎と入所時期は定かではないが際だった昇進を果たした富士見御宝蔵番格重三郎

俵渡辺一郎を事例に教務職における厄介の役職登用の経緯とその実態を明らかにしていくことにしたい。

### (1) 山内六三郎の事例

天保9(1838)年9月17日、山内六三郎は旗本伊奈遠江守の家臣山内豊城山内徳右衛門の子として生まれた\*23。六三郎の名は第六子にして三番目の男子であることに因んで命名されたものである。その後六三郎は一式、恭明、政明などと改名するが、本稿では行論の都合上六三郎に統一したい。父徳右衛門は六三郎が三男であることから遠戚にあたる市ヶ谷町の鍋鶴組与力谷家や新宿の与力などに養子の口を求めたが、幕府の瓦解によりいずれも実現をみることはない。したがって、幕府存続中の六三郎は一貫して父および父から家督を相続した兄二郎太の厄介であった。

嘉永5(1852)年、六三郎は下総国佐倉の洋学者であり叔父の佐藤泰然の塾に入門した。六三郎の洋学修業はこの時を以って始まりとする。泰然のもとでの六三郎の日々は、朝は未明より調合所・診察所の掃除、食後は調合製薬、そして昼は塾の先輩にあたる泰然の養子舜海の講義を授かり、手術のある場合はその手伝いを勤めるというものであり、さらに弘化元(1844)年夏以降は夜に泰然の実子善道とともに両文典すなわちグラマンチカ・セインタキスの学習を行った。泰然のもとで過ごした4ヶ年の間に六三郎は両文典のほかヘンチー・ヤンチー究理問答などの蘭書や翻訳された医書などを読破している。

安政3(1856)年春、六三郎は父に呼び戻され江戸へと帰るが、江戸に戻った後も箕作阮甫の門に入り、ひきつづき蘭学修業に励んだ。そして、蕃書調所が開設されることを知ると、入所願いを届け出、安政4(1857)年正月18日の開校式に列席した。この時列席した稽古人の総数191名は、蕃書調所の入所を志願した直参約1000人の中から多少素養のある者として選抜された人々である。当時20歳であった山内もまたこの撰に漏れることなく開校当初からの入所が認められたのであった。

そして、安政5(1858)年正月には六三郎は「業前」が認められ「稽古人掛役」の一つである句読教授出役に仰せ付けられた\*24。蕃書調所における洋学稽古の開始は安政4(1857)年4月のことであるから、入所してわずか8ヶ月という短期間で句読教授出役への昇進を果たしたことになる。これは修業期間にかかわらず各自の「業前」に基づいた任用が蕃書調所において行われていたことを示している。

句読教授出役となった六三郎は日々出校し、洋学初学の者に両文典を授けるかたわら、松木弘庵等の教授を受けた。そして同年7月には、「出役」の教授手伝並出役に仰せ付けられ教授方への昇進を果たす。

同時期に句読教授出役を勤めていた赤松則良によれば、六三郎は坪井塾・緒方塾などに

学び書生仲間に名の知れた存在となっていた設楽莞爾や長崎海軍伝習所の伝習生に選抜された荒井光太郎と並び称される程、同僚の間では評判が高かった\*25。六三郎が他の句読教授出役に先じて昇進を果たしたのは、ここでもその「業前」が認められたからであるといえよう。

その後、文久元（1861）年6月、六三郎は神奈川奉行手附翻訳方への転役を仰せ付けられ、横浜に移り住む。横浜における六三郎は、蘭学ではなく専ら英学の修業に励んだ。蘭学から英学へと時勢が移り変わることを察知したからである。なお、六三郎は安政6（1859）年2月安井息軒の塾に入り、教授手伝並出役として蕃書調所に出仕する一方で漢学の修業に励んでいた。これは「漢学の素養なきを以て、原文は解し得るも、之れを國語に反訳するに当りて文を成さず」\*26ことを痛感し、漢学の素養を備えなければ教授方の職務である翻訳業務に支障をきたすと考えたためであった。

山内六三郎の事例から判明することは、第一に蕃書調所に入所した厄介が修業期間にかかわらず「業前」が認められるにしたがい句読教授出役、教授手伝並出役へと昇進を果たしていたということである。六三郎同様に厄介でありながら教授方への昇進を果たした者を示した【表4】によると、先に名をあげた設楽莞爾を含めた計32名の厄介が蕃書調所における洋学修業を通じて教授手伝並出役への登用を獲得していたことが判明する\*27。なお、教官編成の改革が行われた慶応2（1866）年12月以降に任命された者についてはここでは省略した。

そして、第二に判明することは、洋学を習得した厄介には開成所の教務職にかぎらず外交・軍事関係職務への登用機会が与えられていたということである。

外国奉行手附横文字認方御用出役や海軍兵書取調方出役をはじめとする外交・軍事関係職務への出役替えを命じられた厄介の一覧を示した【表5】によると、教授手伝並11名・句読教授出役3名が他機関へ転役していることがわかる。【表4】に示した32名のうち9名が転役を命じられていたのである。これは幕府当局が洋学を習得した厄介を外交・軍事関係など機関へ積極的に派遣していたことをしめしている。

以上見てきたように、蕃書調所に入所した厄介は、入所期間にかかわらず各自の「業前」次第で句読教授出役、教授手伝並出役への役職登用を獲得していた。また、洋学を習得した厄介には、蕃書調所関係職務にかぎらず外交および軍事関係職務へ役職登用の機会が与えられていた。

【表4】教授手伝並出役に登用された厄介の一覧

氏名	任命年月	身分・身柄	前職
大井尚吉	安政4年5月	奥火之番謙六養子	—
山内六三郎	安政4年7月	箱館奉行支配調役並二郎太郎弟	安5.1/27句読教授
木村宗三	安政4年11月	火消役松平弥三郎組同太郎兵衛養子	安4.6/6句読教授
塩野谷久太郎	安政6年4月	寄場奉行善次倅	安4.1/28句読教授
設楽莞弥	万延元年8月	大御番与力基左衛門倅	安3.6/17句読教授
内田弥太郎	万延元年8月	御作事奉行起十郎倅	安4.3/17句読教授
織田房之助	万延元年11月	高家厄介	安4.1/27句読教授
山路平次郎	文久元年4月	小普請組安藤与十郎支配弥左衛門次男	安4.6/6句読教授
千村五郎	文久元年6月	折之間席信州御樽木山支配平右衛門養子叔父	万元8/16句読教授(英)
竹原勇四郎	文久元年6月	御細工支配御細工同心五左衛門三男	万元8/16句読教授(英)
佐藤革蔵	文久元年7月	御勘定奉行並清五郎厄介叔父	万元9/1句読教授
陶山淳平	不明	渡辺為三郎組御徒箱館奉行手附出役儀三郎弟	不明
渡辺一郎	文久2年12月	富士見御宝蔵番重三郎倅	文2.1/24句読教授(英)
竹原鎗次郎	文久2年12月	御細工支配御細工同心五左衛門四男	万元10/7世話心得(英)
田寺格之助	文久2年12月	蕃書調所勤番久之助弟	文元2/2世話心得
団源次郎	文久3年5月	御作事奉行支配御大工頭御手大工源八郎次男	文元.8/3句読教授
春田与八郎	文久3年9月	元治元年家督相続、御留守居支配	文2.6/28句読教授(英)
外山捨一	文久3年9月	不明	文2.9/5句読教授(英)
鈴木源五郎	元治元年9月	小普請初鹿野河内守支配十郎左衛門惣領	文2.10/15句読教授(蘭)
秋山銚三郎	元治元年11月	御留守居美和作弟	文3.10/19句読教授(蘭)
多門季三郎	元治元年11月	大御番松平因幡守組鎌之助厄介従弟	文3.10/19句読教授
土屋軌三郎	元治元年11月	小普請組岡田将監支配世話取扱惣兵衛三男	文元10/28句読教授
浦島鏡蔵	元治元年12月	御勘定六郎兵衛倅	文3.10/19句読教授(蘭)
小川吉之助	元治元年12月	学問所勤番徳太郎弟	文3.12/31句読教授
松波外次郎	慶応元年12月	奥詰銃隊十太夫弟	文3.10/18句読教授(獨)
近藤鎮蔵	慶応元年12月	御持同心御軍艦組出役康三郎倅	不明
三輪久之丞	慶応元年12月	御附人□□□勘定奉行差之丞三男	文3.10/18句読教授(獨)
須田岩次郎	慶応元年□月	御留守居支配帯刀弟	文3.1/23句読教授
石橋鎗次郎	不明	二丸火之番喜之助養子	不明
箕作奎吾	慶応2年8月	外国奉行支配翻訳御用秋坪倅	慶元12/28句読教授
石橋槍次郎	不明	二丸火之番表之助養子	不明
廣浜唯一	慶応2年12月	大久保備後守与力利弁之進養子	□□年英学世話心得



【表5】 転役を命じられた厄介の一覧

氏 名	転役年月	転役先	転役時の役職	身柄
赤松大三郎	安政6年9月	軍艦操練所教授方手伝並出役	句読教授出役	厄介
大井尚吉	万延元年10月	外国奉行手附横文字認方御用出役	教授手伝並出役	養子
木村宗三	文久元年6月	外国方	教授手伝並出役	養子
山内六三郎	文久元年6月	神奈川奉行手附翻訳方	教授手伝並出役	厄介
佐藤革蔵	文久元年11月	蕃書調所書籍調出役	教授手伝並出役	厄介
村上誠之丞	文久元年11月	蕃書調所書籍調出役	教授手伝並出役	厄介
陶山淳平	文久元年11月	蕃書調所書籍調出役	教授手伝並出役	厄介
内田弥太郎	不 明	外国奉行手附通弁御用出役	教授手伝並出役	倅
小林弥三郎	元治元年11月	外国奉行手附横文字認方御用出役	句読教授出役	倅
千村五郎	元治元年11月	外国奉行手附横文字認方御用出役	教授手伝並出役	厄介
小川吉之助	不 明	外国奉行手附通弁御用出役	句読教授出役	厄介
団源次朗	慶応2年4月	撤兵差図役下役並勤方	教授手伝並出役	厄介
石橋鎗次郎	慶応2年4月	騎兵差図役下役並勤方	教授手伝並出役	養子
多門季三郎	慶応2年8月	撤兵差図役下役並勤方	教授手伝並出役	厄介

## (2) 渡辺一郎の事例

山内六三郎の事例からは、六三郎が文久元（1861）年6月に神奈川奉行手附への転役を仰せ付けられてしまうため、教授手伝並出役の上級職である教授手伝出役さらにはその上の教授職並・教授職など「在勤」における厄介の登用の実態について把握することはできない。そこで、ここでは最終的に「在勤」にまでのほりつめた渡辺一郎を事例に「在勤」における厄介の登用の実態を解明することにしたい\*28。

天保8（1837）6月20日、渡辺一郎は富士見御宝蔵番の父重三郎の長男として生まれた。父の職務の都合上、一郎は幼少の頃を長崎・下田・横浜など外国の空気に触れる土地に過ごし、これらの地において洋学を学ぶ機会を得た。

一郎の蕃書調所への入所時期は現在のところ確認できないが、句読教授出役に仰せ付け

江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について

られたのが文久2（1862）年1月24日であることから、それ以前の入所であったことだけは確かである。そして、同年12月29日には教授手伝並出役に任命され、さらに元治元（1864）年9月22日には教授手伝出役への昇進を果たす。一郎が教授手伝出役に任命されていることから明らかなように、厄介の登用は教授手伝並出役の上級職である教授手伝出役においても行われていたのである。

一郎の職歴を示した【表6】によると、その後一郎は教授職並手伝出役、開成所調役を経て、最終的には慶応3（1867）年9月20日に教授職並へと登用されていることがわかる。しかし、これは「在勤」の職務における登用の機会が厄介に与えられていたことをただちに意味するものではない。なぜなら、一郎が「在勤」に登用されるためには、いくつかの手続きを踏まなければならなかったからである。

【表6】 渡辺一郎の職歴

任命年度	職歴
文久2（1862）年	1/24英学句読教授出役 12/29教授手伝並出役
元治元（1864）年	9/22教授手伝出役
慶応3（1867）年	1月英学一等教授出役 7/28家督被下小普請入 8/28教授職並手伝出役、開成所調役 9/20教授職並

慶応2（1868）年12月頃、開成所の運営担当者（以下、運営方）より一郎の昇進に関する上申書が差し出された。ここには、一郎が「業前」に優れ、かつ稽古人の指導、教授方の指揮に卓越していることが述べられており、教授職並に相応しい人材であることが訴えられている。

人物手堅英学拔群ニ而教授筋は勿論稽古場取締向重立相心得候儀ニ付繁勤は申迄も無之教授方之指揮并稽古人引立方萬端行届且翻譯御用筋精密と取調御用并宜者ニ候間兼而教授職並被 仰付候様可申聞\*<sup>29</sup>

開成所の教務職における人事は、ほとんどの場合運営方の願いの通りに行われるものであり、これまでにその願いが却下されたことはあまりない。しかし、一郎の昇進願いに対する幕府当局の返答は「部屋住之者ニ付差控」\*30というものであり、厄介であることを理由に却下されることになる。

城中に席次を持つ「在勤」への役職登用は新たに「家」を創出し、子孫の代まで永続的に家禄を支給することを意味する。そのため、厄介が「在勤」の職務に仰せ付けられることは基本的になかった。さらに、文久2(1862)年以降は「容易ニ部屋住之者ハ不被 召出厄介之者ハ勿論新規被 召出候儀容易ニ不被及御沙汰候」\*31ことが達せられ、「部屋住厄介」にかぎって与えられた例外的な登用機会ですえも廃止となる。つまり、厄介の「在勤」への登用は、「部屋住」であるか「次三男」であるかを問わず制度上行い得ないものとなっていたのである。

このような制度上の規定に基づいて、「部屋住」の一郎の昇進願いは却下された。しかし、慶応3(1869)年7月28日、状況を一変させる出来事が一郎の身の上に起こる。父重三郎の隠居が認められ、一郎は晴れて当主となったのである。そこで、運営方は一郎が当主になると同時に教授職並への昇進を仰せ付けてくださるよう再度出願した。ところが、今回もまた以下に示す理由により運営方の願いは却下されてしまう。

兼而教授職並被 仰付候様可申聞候得共部屋住之身分ニ付是迄差扣候処此程一郎父重三郎病氣ニ付隠居家替一郎へ相預候ニ付右家督被 仰付候同日開成所教授職並被 仰付並之通高百俵被下御手当拾人扶持金拾五両被下候様海軍奉行並始相願候趣取調候処一郎儀は英学熟達ニ而教授筋は勿論翻訳御用筋精密と取調抜群御用立候者之由相違も無之相聞候間身分御取立相成候ハ、一同之励は勿論人才御引立之御趣意貫徹可致儀と候得共同人儀ハ今度家督被下小普請と成候者ニ而右様  
御目見以下小普請より直ニ  
御目見以上之場所へは難被 仰付筋と  
有之\*32

一郎が相続した家督は小普請であり、御目見以下小普請から御目見以上の場所である教授職並への登用は許可できないというのである。家督を相続することにより一郎は当主に限るという条件は達成したが、今度は「家」を相続すると同時に任命された役職が非役の小普請であることが問題とされたのであった。

## 江戸幕府洋学振興政策下における厄介の役職登用について

そこで、運営方はひとまず一郎を教授職並手伝出役と開成所調役の両職に仰せ付けられることを出願した。運営方の願いは聞き入れられ、家督を相続した1ヶ月後の8月28日一郎はこの両職に任命される。

教授職並手伝出役とは、「右は一郎ニ限り候儀向後右出役ニは相願申間敷」<sup>\*33</sup>とあるように、一郎のためだけに設けられた新規の「出役」である。当時一郎は「学政改革」によって新設された英学一等教授方出役を勤めていたのであるが、教授職並に相応しいと見なされるほどの「業前」を持つ一郎が、いつまでも英学一等教授方出役にとどまっているのはあまりに不自然なことであった。というのも、開成所では機密漏洩の危険性を防ぐために陪臣教官の「在勤」への召し出しが頻繁に行われており、一郎をそのままにしておいては、陪臣の方が却って容易に「在勤」に登用されていることが露呈してしまうからである。これは開成所に学ぶ直参稽古人「一同之気配ニも拘」<sup>\*34</sup>ることである。この点が考慮された結果、教授職並手伝出役という教授職並と教授手伝出役の中間に位置づく新規の「出役」を設け、これに一郎を任命する事が認められたのであった。

一方、同日任命された開成所調役とは「御書籍并御道具題帳取調」<sup>\*35</sup>を職務とするいわば事務職にあたるものである。教授職並に相応する「業前」をもつ一郎がいまさら事務職に仰せ付けられたのには、以下に示すような理由が潜んでいた。

御目見以下小普請より直ニ

御目見以上之場所へ一概と相願候故

難相整儀ニ付一ト先

御目見以下相応之場所ニ被 仰付然ル上ニ而教授職並被 仰付候は不都合無之候間同人儀此節先開成所調役へ被 仰付並之通御足高被下教授職並手伝是迄之通申渡御手当之儀は教授職並之通拾人扶持合十五両被下候方可有御座候哉之事

但開成所調役之勤向は除切候ニ付勤金は不被下方ニ可有之哉之事<sup>\*36</sup>

一郎の昇進願いを二度にわたり却下した幕府当局は、小普請から「在勤」への直接の登用は制度上行われがたいものであるが、一度「御目見以下相応之場所」に仰せ付け、その上での任命であれば「不都合無之候」と、一郎が教授職並に登用されるために必要な条件をしめた。この条件を満たすために一郎は開成所調役に任命されたのである。任命と同時に「勤向は除切候」とされたことからわかるように開成所調役への任命は教授職並に登用されるための一時的かつ形式的なものにすぎなかったのである。

## 関 儀 久

そして、慶応3（1867）年9月にはようやく一郎の教授職並への登用が実現した。任命書に付された「下ヶ札」には「ト先同所調役被仰付然ル上ニ而教授職並可被 仰付旨取調候趣も有之無余儀候」と記されており、「御目見以下相応之場所」に一度着任したことによって一郎は教授職並への昇進を果たす資格を得たのであった。

### 開成所頭調役

開成所教授職並手伝出役 渡辺 一郎

開成所教授職並被 仰付勤候内持扶持八百俵之高ニ御足高被下為御手当御扶持方拾人扶持金拾五両被下之

### 下ヶ札

此度大阪表江開成所御取建相成候ニ付教授として開成所教授職同並可被差遣候ニ付而は人少ニ而手足兼候間書面一郎儀開成所教授職並被 仰付候様海軍奉行並始め相願候最前教授職並江相願候節

御目見以下小普請より直ニ

御目見以上之場所江被 仰付候は難相成筋ニ付ト先同所調役被仰付然ル上ニ而教授職並可被 仰付旨取調候趣も有之無余儀候間本文之通取調候事\*37

渡辺一郎の事例は、開成所の教務職における厄介の登用が「稽古人掛役」と「出役」の範囲に限られたものであり、「在勤」への登用が制度上行われなかったことを示している。厄介が「在勤」に登用されるためには、まず直参の当主にならなければならず、そして、次に当主となった際の役職が非役の溜まり場である小普請であった場合は一度「御目見以下相応之場」に仰せ付けられなかった。厄介が「在勤」に登用されるためにはこのような手続きを経なければならなかったのである。

## まとめ

以上、従来役職登用の対象として位置づけられたことのなかった厄介の役職登用の実態

について考察した。

外交関係職務の増設は、直参のうちにこれらの職務に必要な知識・技術を備える者がいなかったことから、陪臣の登用を余儀なくさせた。しかし、陪臣の使用には常に機密漏洩の危険性がつきまとうものであり、国家の行く末を決定づける重要な職務をいつまでも陪臣に依存することに幕府当局は不安を抱いていた。そのため陪臣に代わるこれらの職務の担い手を直参のうちから育成することが急務であると考えられるようになった。

だが、幕府の職制において役職登用の対象となる直参当主は洋学を「栄禄を求むる媒」としてとらえず、洋学の習得を通じて得られる職務に関心を示さなかった。そこで役職登用の機会を厄介にまで広げ、彼らの中から陪臣に代わる外交関係職務の担い手となる人材が現れることを期待した。つまり外交関係職務の増設に伴う人材不足というこの時期特有の問題を発生基盤とする厄介の役職登用は、機密漏洩の危険性のつきまとう陪臣の使用を制限することを第一義に推進されたのである。

洋学を通じて得られる役職登用の機会を郑重に受けとめた厄介は開成所に入所し、修業に励んだ。その結果、創立当初は完全に陪臣に頼った編成となっていた開成所教授方にしめる直参の割合は、厄介の進出に支えられ徐々にではあるが高まり、慶応2(1866)年には全体の74%に達した。もちろん、ここには新規召し出しにより直参に加えられた元陪臣も含まれるのであるが、この時の直参の6割弱が厄介にしめられていたことを踏まえると如何に厄介の進出に支えられた部分が大きかったかが判明する。また、厄介の給与規定が当主とは別個に定められていたことから把握されるように、厄介は教授方を構成する上で必要不可欠な存在として位置づけられていたのである。

ただし、厄介の役職登用には制度上の制限が設けられていた。渡辺一郎の事例からも明らかのように、「稽古人掛役」と「出役」の範囲に限られたものであり、無制限に「在勤」への登用が実施されていたわけではなかったのである。つまり、厄介の役職登用はあくまで従来の幕府の職制を越えない範囲で行われたものであり、厄介が「在勤」に登用されるためには家督を相続して「当主」にならなければならなかったのである。そのため、当初厄介の登用が推進された理由が、機密漏洩の危険性のある陪臣に代わって外交文書の翻訳を行うことにあったにもかかわらず、その役割は主として稽古人に対して洋学教育を行うものとなっていた。

\*1近松真知子「開国以後における幕府職制の研究」（児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』1983年、吉川弘文館）、笹間良彦『江戸幕府役職集成』（1965年、雄山閣出版）、三谷博『明治維新とナショナリズムー幕末の外交と政治活動ー』（1997年、山川出版）など参考。

\*2本稿では、番入りの資格をもつ「部屋住厄介」と、そのほかの「次三男厄介」「厄介叔父」「厄介従弟」などを特に必要のない限り、纏めて厄介と表記することにした。

\*3例えば「去寅十二月開成所取締役以下役々江御手当被下候儀二就書上（国立公文書館所蔵多聞櫓文書）には、次のように記述されている。

銀式枚

同（仏学世話心得＝引用者）

御目見以下惣領并次三男厄介且陪臣

\*4宮崎ふみ子「蕃書調所＝開成所に於ける陪臣使用問題」（『東京大学史紀要』2号、1979年）

\*5沼田次郎「蕃書調所に就いて」（『歴史地理』71-5、p25）には「同心とか徒士とか、小普請さては黒鉄に至る軽輩及びその厄介等が、その生徒は云ふまでもなく、教職員の多くをも占めて居て、直参の子弟厄介等の新しい就職口の如くさへ見なされて居る」ことが述べられている。

\*6『日本教育史資料』7巻、p660～661

\*7新訂増補国史大系51『続徳川実紀』第四編、第五編参照

\*8『日本教育史資料』7巻、p660～661

\*9東京大学史料編纂所所蔵「開成所事務」

\*10同上

\*11橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』（1993年、風間書房）

\*12前掲「開成所事務」

\*13大日本古文書『幕末外国関係文書之二』p20～21

\*14多聞櫓文書「開成所教授手伝出役誓詞」

\*15前掲「開成所事務」

\*16東京大学史料編纂所所蔵「洋学監督之事ニ付申上候存意書」

\*17多聞櫓文書「丑正月開成所稽古人出席姓名」

- \*18教務職の分類については前掲『江戸幕府試験制度史の研究』を参考にした。
- \*19多聞櫓文書「御軍艦当分出役以下開成所学問所諸役被下候御手当書抜」
- \*20同上
- \*21同上
- \*22【表2】【表3】は前掲「開成所事務」「開成所伺等留」、多聞櫓文書「洋書調所出役之者御褒美奉願候書付」「幕府関係仮綴込」、『日本教育史資料』『江戸幕臣人名事典』、前掲「御支配明細帳」に基づき作成した。
- \*23山内六三郎の経歴については「山内堤雲翁自叙伝」（『同方会誌』57、58）および以下に示す「御支配明細帳」（文久元年取り調べ）を参考にした。

御手当

五人扶持	箱館奉行支配調役並次郎太郎弟
一ヶ年 銀三枚	蕃書調所教授手伝並出役 山内六三郎
下谷六軒町兄次郎太郎一所	

温恭院様御代安政五乙年正月廿七日蕃書句読教授出役被仰付同年七月五日同所教授手伝並被仰付

- \*24「山内堤雲翁自叙伝」および『赤松則良半生談』には山内の句読教授出役への任命は安政4（1857）年の正月すなわち蕃書調所の開業と同時であったと証言されているが、両者の証言がともに回想であることを踏まえ、ここでは「御支配明細帳」に記される任命年度に基づいて論を進めることにしたい。
- \*25前掲『赤松則良半生談』 p20
- \*26前掲「山内堤雲翁自叙伝」
- \*27【表4】【表5】は前掲「開成所事務」「開成所伺等留」、多聞櫓文書「洋書調所出役之者御褒美奉願候書付」「幕府関係仮綴込」、『日本教育史資料』『江戸幕臣人名事典』、前掲「御支配明細帳」などに基づき作成した。
- \*28渡辺一郎の経歴は前掲「開成所伺等留」「開成所事務」のほか『日本洋学人名事典』『江戸幕臣人名事典』を参照した。
- \*29前掲「開成所事務」



\*30同上

\*31同上

\*32同上

\*33前掲「開成所伺等留」

\*34同上

\*35同上

\*36前掲「開成所事務」

\*37前掲「開成所伺等留」